

学校感染症及び疑い等で受診した際の公欠扱いについて

明聖高等学校中野キャンパス

1. 出席停止に関して

学校保健安全法に基づき、裏面に記載する学校感染症については出席停止になります。また、その際の対応及び検査等での欠席についても以下のように規定することになりましたのでご確認いただき、必要な書類等の提出にご協力いただきますようご協力ください。

※「2」・「3」の対応は、「試験」・「学校行事」・「スクーリング」の場合になります。

通常授業時については、保護者から担任へ状況報告の連絡のみで構いません。

2. 学校感染症羅漢により公欠とする場合（試験・学校行事・スクーリングの際）

治癒後、登校する際に「出席停止報告書」を担任に提出してください。

用紙は、ホームページ【トップページの上段または下段のメニューより「在校生、卒業生の方へ」を選択してください。】よりダウンロードするか、治癒後の登校の際に担任より受け取り後日提出してください。尚、病院の「治癒証明書」や「診断書」を提出する必要はありません。病院で受診した際の診療明細や領収書等、受診した日がわかるもののコピーを添付し提出してください。

3. 出席停止になるか判断に迷う場合（試験・学校行事・スクーリングの際）

医師により学校感染症と診断されている場合は、問題ありませんが、例えばインフルエンザ流行期においては、「全身倦怠感があり発熱しているけれども、もし医者に行ってもインフルエンザでなければ欠席扱いになってしまう……。だからとりあえず休まずに学校に行こう。」と無理をし、逆に感染を拡大させてしまう場合があります。

➡中野キャンパスでは、学校感染症の疑いがある場合に以下のように対応します。

ただの風邪ではなく、学校感染症特有の症状があり、病院で受診した場合、医師もそれを認めて検査等をした日については、結果が陰性であったとしてもその日に関しては【公欠扱い】にします。ただし、それ以降の欠席に関しては、欠席となります。

ただし、確認のため、学校感染症による公欠と同様に「出席停止報告書」に診療明細や領収書など、受診した日がわかるもののコピーを添付し提出してください。

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

(学校保健安全法施行規則第 18 条)

分類	病気の種類	出席停止の期間
第一種 感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、 痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ (H5N1・H7N9) ※上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第二種 感染症	インフルエンザ (鳥インフルエンザを除く)	発症後、5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物資製剤による治癒が終了するまで
	麻疹 (はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘 (水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化 (かさぶた) するまで
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで	
第三種 感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
	溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎	全身状態が悪いなど、医師の判断で出席停止を要する場合のみ